

国別行動計画 (NAP) ガイダンスの骨子

(作成：ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム)

NAPの定義と4つの不可欠な基準 (essential criteria)

定義：国連のビジネスと人権に関する指導原則に適合する形で、企業による人権への負の影響から保護するために国家が策定する、常に進化する政策戦略
 An evolving policy strategy developed by a State to protect against adverse human rights impacts by business enterprises in conformity with the UN Guiding Principles on Business and Human Rights.

※ 「NAPは政府の他の戦略に組み入れることもできるが、いかなる場合でも、この不可欠な基準と国内的／国際的な法的義務への適合を確保するべきである。」

- ① 国連ビジネスと人権に関する**指導原則 (UNGPs)** に基づいていなければならない。
- ② 国ごとの特有の課題に対応していなければならない。
- ③ **参画可能性**と**透明性**のあるプロセス (inclusive and transparent processes) で策定され、実施されなければならない。
- ④ 定期的に見直され、改定されなければならない。

